

政令第二百五十二号

労働者協同組合法の施行期日を定める政令

内閣は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働者協同組合法の施行期日は、令和四年十月一日とする。